

【前橋市成年後見制度利用促進計画】

この計画は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条に基づく、市町村における「成年後見制度の利用促進に関する施策について基本的な計画」として位置づけます。

国の第二期成年後見制度利用促進基本計画では、地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進を目標とし、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置づけた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取り組みをさらに進めるとしており、本市においても、国の目標やKPIを踏まえ、成年後見制度の利用促進を目指して取り組んでいきます。

○中核機関及び協議会の整備・運営

・中核機関の運営

地域連携ネットワークの旗振り役である中核機関を、専門的業務を継続的に対応できる前橋市社会福祉協議会に委託し、制度の利用促進を進めます。

・協議会の連携・協力関係の推進

協議会に位置づけている地域ケア会議（高齢部門）及び障害者虐待防止・差別解消ネットワーク会議（障害部門）を通じて、多様な主体が理念を共有し、それぞれの役割を発揮しながら連携・協力していく関係を推進していきます。

○地域連携ネットワークの支援機能の段階的・計画的な整備

・地域連携ネットワークの充実

地域における見守り活動の中で、認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が不十分で、権利擁護支援が必要な人を早期発見し、必要な支援へ結びつけるために、地域連携ネットワークの更なる充実を進めます。

○地域連携ネットワークの機能を強化するための取り組みの推進

・中核機関のコーディネート機能の強化

地域連携ネットワークが、多様な主体による参画や連携・協力を得て、持続可能な形でその役割を果たしていく上で、中核機関が担うコーディネート機能は重要であるため、機能を強化していくための取り組みを進めていきます。

・担い手の確保・育成等の推進

権利擁護支援のニーズの顕在化や、認知症高齢者の増加等により、後見人等の担い手の確保・育成等の重要性は増していることから、その担い手の確保・育成等を推進します。

○市長申立の適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進

・市長申立の適切な実施

地域連携ネットワークの整備・拡充を進めることで制度が必要な人を発見し相談につなげるにより、市長申立の更なる活用につなげるとともに、市長申立に関する事務を迅速に処理できる体制の整備を進めます。

・成年後見制度利用支援事業の推進

市長申立について、申立に係る費用や後見人等への報酬について助成するだけでなく、市長申立以外の申立の場合にも対象を拡大するなど事業の更なる推進を図ります。

○任意後見制度の利用促進

人生設計についての本人の意思の反映・尊重という観点から、適切な時機に任意後見監督人の選任がされることなど同制度が適切かつ安心して利用されるための取り組みを進めます。

○総合的な権利擁護支援策の充実

国は成年後見制度等の見直しの検討を進め、より深めていくためには、成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実させていく必要があるとしています。そのため、前橋市社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業から、成年後見制度の利用が適当な場合の制度へのスムーズな移行の推進、及び公的な機関等による身寄りのない人などへの生活支援等のサービスや死後事務支援の取り組みを進めることで、権利擁護支援策を充実させていきます。